

認知症の状態や症状に応じて利用できる支援サービス

右に行くほど発症から時間が経過し、進行している状態を示します。必ずこの経過をたどるわけではありません。今後、予想される症状や状態の変化の目安として参考にしてください。

※この図は、各サービスと認知症の進行状況を大まかに示したものです。実際のサービスの利用にあたっては、個々の認知症の方の状態によって利用できない場合もありますので、利用の際にはご相談ください。

| 認知症の進行過程 | | 軽度認知障害(MCI) もの忘れはあるが日常生活は自立 | 認知症疑い～認知症初期 | 認知症初期～中期 | 認知症中期～後期 | 認知症後期～ |
|--|-------------------|--|---|--|--|--|
| <p>いざという時の心づもりについて備えをしていますか</p> <p>将来、自分の考えを伝えられなくなった場合に備えて、元気なうちに前もって希望する治療や介護を、家族や代理人、医療関係者に伝えておきましょう。あなたにとって大切なことは何ですか？大切にしたい希望や思いについて考えてみましょう。きっかけとして「エンディングノート」をおすすめしています。</p> <p>A C P</p> | 本人の様子 | <ul style="list-style-type: none"> ●もの忘れの自覚がある。 ●何を食べたか思い出せない。 ●人やモノの名前が出てこない。 ●会話の中で「あれ」「それ」が増えてきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ●何度も同じことを聞いたり話したりする。 ●ものをなくしたり、いつも何か探しものをしている。 ●料理の段取りや金銭管理に支障をきたす。 ●意欲が低下したり、趣味や日課をやめてしまう。 | <ul style="list-style-type: none"> ●よく知っている場所で道に迷うことがある。 ●大事なものをしまい忘れたり、置き忘れたりして、誰かに盗まれたという(もの盗られ妄想) ●家事がうまくできなくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●時間、場所、季節がわからなくなる。 ●着替えや食事、トイレ、入浴など1人では難しくなる。 ●外出して1人で家に帰れなくなる。 ●突然怒り出したり、興奮したり、介護に抵抗することがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ●意思疎通が難しくなる。 ●親しい人や家族の顔がわからなくなる。 ●食べ物が飲み込みにくくなり、むせやすくなる。 ●生活全般に介護が必要になってくる。 |
| | 本人の心理状態 | <p>今までできていたことができなくなり、日常生活の中で失敗する場面が増えてくるため、自分が自分でなくなっていくような不安を感じている。</p> <p>もの忘れに不安を感じ、気分が落ち込んだり、「頭の中に霧がかかったような感じがする」「頭が変になったようだ」と何らかの異常を感じている。</p> | <p>自分の能力低下を感じて、不安になったりイライラしたりする。家族からできないことを指摘されるとムキになり怒り出す。</p> | <p>もの忘れの自覚がなくなり、困っていることは何もないと言い張るなど、自覚ない態度がみられることがある。</p> <p>「叱られた」「バカにされた」などの嫌な記憶は、内容は覚えてなくても感情として残っている。</p> | <p>言葉で意思を伝えることは難しくなるが、「気持ちいい」「うれしい」などの感情は保たれており、表情やしぐさで表現する</p> | |
| | 本人・家族の方へ(生活のポイント) | <ul style="list-style-type: none"> ○普段と違うと感じたら、早めにかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医が決まっていない方は今後のことを考えてかかりつけ医を持つようにしましょう。 ○認知症について、正しい知識を持つようにしましょう。 ○運動・バランスのよい食事・生活習慣病の管理 社会参加等生活習慣の改善に努めましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○大事なことやモノの置き場所は、メモに書きとめたり、目につきやすいところに貼紙をしておくといでしょう。 ○閉じこもりにならないよう、積極的に外出の機会を持ちましょう。 ○早期に医療機関を受診し、適切な診断・治療を受けましょう。 ○家事や趣味活動は続け、手先や頭を使いましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○火の不始末や行方不明など万一の時に備えて、安全面の対策を考えましょう。 ○判断能力の低下により、悪質商法の被害にあう危険性があるため、対策を考えましょう。 ○家族だけでなく地域のサポート等協力を得て見守りの目を増やしましょう。 ○家事、仕事、趣味などまだまだできることがあるため、本人の役割を奪わず、本人ができることを大切にしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○身体機能の低下により転倒などの事故が起きやすくなります。介護保険による住宅改修や福祉用具の利用を検討するなど、住まいの環境を整えましょう。 ○家族の介護負担が増えてきます。抱え込まずに相談したり、医療や介護サービスを適切に利用しましょう。 ○介護者自身の健康管理に気をつけ、休息や気分転換の時間を持ちましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ○肺炎や脱水にならないよう口の中を清潔に保ち、水分摂取を心がけましょう。 ○言葉でのコミュニケーションはできなくても、優しく手を握ったり背中をさするなどのスキンシップを心がけましょう。 ○どのような終末期を迎えるのか、家族でよく話し合っておきましょう。 |
| 認知症・介護福祉等に関する相談窓口 | 認知症・介護の相談 | 地域包括支援センター(認知症初期集中支援チーム:おれんじ支援チーム) / 長寿介護課(もの忘れ相談窓口) / 認知症地域支援推進員 | | | | |
| | 困りごとの相談 | 担当ケアマネジャー / 居宅介護支援事業所 / デイサービス / グループホーム | | | | |
| | | こころの悩み相談・お酒の悩み相談(市主催) ※健康づくり推進課・各支所地域生活課の保健師に連絡要 / 西予市福祉総合相談センター(市福祉課内) | | | | |
| | | 社会福祉協議会(心配ごと・法律・登記・介護福祉相談:民生委員・弁護士・司法書士・地域包括支援センター職員が対応) ※場所、日程、予約の有無、人数制限等あるため、事前の問い合わせをお願いします。 | | | | |
| 医療を受ける | 認知症の相談診断・治療 | かかりつけ医 / 認知症サポート医 / 医療機関 / 認知症疾患医療センター | | | | |
| | | 自宅で医療を受ける(往診・訪問診療・訪問看護) | | | | |
| 介護予防 認知症予防 | 地域での活動に参加したい | ふれあい・いきいきサロン / 老人クラブ / 趣味のあつまり / 運動グループ / 認知症カフェ / 地域カフェ | | | | |
| | 介護予防に取り組みたい | 介護予防運動教室 / 介護予防・日常生活支援総合事業 / 脳卒中家族の会 | | | | |
| 地域の見守り | 見守り | 民生児童委員による見守り支援活動(給食サービス) / 認知症サポーター / 高齢者あんしんネットワーク事業(あんしんサポーター加盟店) / 緊急通報体制等整備事業(緊急通報装置の設置) / 見守りネットワーク(野村地区) | | | | |
| | 外出して帰れなくなる心配がある | 徘徊高齢者等SOS登録事業 | | | | |
| 生活支援 | 生活の手助けをお願いしたい | ふれあい収集事業:ごみ出しのお手伝い(市環境衛生課) / シルバー人材センター | | | | |
| | 財産・権利を守る | 日常生活自立支援事業 / 消費者トラブル相談(消費生活センター) / 成年後見制度 | | | | |
| | 家族へのサポート | 認知症カフェ / 認知症高齢者家族介護教室 / チームオレンジ / 在宅介護者の集い | | | | |
| 介護保険利用のタイミング(目安) | | 介護保険を利用することを検討してみましょう(サービスの種類や費用などを調べましょう) | 介護保険の認定申請をしましょう | | 介護保険サービスを利用しましょう | |
| 介護保険サービス | 介護保険サービスの申請・相談・利用 | 地域包括支援センター / 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー) / 市長寿介護課及び各支所地域生活課(申請受付) | | | | |
| | 自宅に来てもらうサービス | 訪問介護(ホームヘルプサービス) / 訪問入浴介護 / 訪問リハビリテーション | | | | |
| | 施設に通うサービス | 通所介護(デイサービス) / 通所リハビリテーション(デイケア) / 認知症対応型通所介護 | | | | |
| | 施設に短期間入所するサービス | 短期入所生活介護(ショートステイ) / 短期入所療養介護(医療型ショートステイ) | | | | |
| | 健康管理 | 訪問看護 / 居宅療養管理指導 | | | | |
| | 福祉用具・住宅改修 | 福祉用具貸与・購入(福祉用具を借りる・購入) / 住宅改修(より安全な生活が送れるよう住宅を改修する) | | | | |
| 住まい | 介護保険施設 | 介護老人保健施設(老人保健施設) / 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | | | | |
| | 見守り、食事提供等が受けられる施設 | ケアハウス / 有料老人ホーム / サービス付き高齢者向け住宅 / 養護老人ホーム / 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | | | | |

認知症などで介護や支援が必要になった場合、介護保険によるサービスが利用ができます。サービスの利用にあたっては、担当のケアマネに「現在の困りごと」や「どんな生活を送りたいか」など伝えて、よりよい介護体制を一緒につくりましょう。

このパンフレットに関するお問い合わせ



西予市福祉事務所 長寿介護課

TEL:0894-62-6406

FAX:0894-62-3055

E-mail:choujukaigoka@city.seiyo.ehime.jp